

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年9月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700126号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700097号

## 第1 結論

請求者のA社(平成17年9月8日にB社に名称変更)における標準賞与額について、平成15年12月12日は2万7,000円、平成16年8月6日は2万7,000円、平成16年12月15日は2万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年8月6日、平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年8月6日、平成16年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成15年12月  
②平成16年8月  
③平成16年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された預金取引明細書及び取引履歴調査結果並びに年金事務所が保管していた複数の同僚に係る給与明細書(平成15年12月賞与分、平成16年8月賞与分、平成16年12月賞与分)(以下、「賞与関係資料」という。)により、請求者は、A社から請求期間①は17万9,000円、請求期間②は22万1,000円、請求期間③は22万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①及び②は2万7,000円、請求期間③は2万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1,790円、請求期間②は1,768円、請求期間③は1,768円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与関係資料から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は2万7,000円、請求期間③は2万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の賞与関係資料により、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年8月6日、請求期間③は平成16年12月15日と認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年12月12日、平成16年8月6日及び平成16年12月15日について、請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700132号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700098号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は23万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社において、毎年7月及び12月に賞与を支払われていた。平成20年7月11日に賞与を支払われたが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日に賞与を支払われたことになっている。金融機関から取り寄せたお取引明細表を提出するので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保管する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、同社は、請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を23万円と記載して届出を行ったことが確認できるところ、請求者から提出されたお取引明細表及び同社の元取締役からの回答により、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受けていないと認められることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出されたお取引明細表及び同僚から提出された「H20年度夏季賞与明細書」により、請求者はA社から、当該期間において

23万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年11月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700136号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700100号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年3月16日に訂正し、平成27年3月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

平成27年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年3月16日から同年4月1日まで  
② 平成27年4月22日から同年4月24日まで

平成27年3月16日から同年4月23日までA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格について、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届(平成27年3月16日取得)及び厚生年金保険被保険者資格喪失届(平成27年4月22日喪失)を、本訂正請求日(平成29年5月25日)より後の平成29年5月26日付けで年金事務所に届出ていることが確認できる。

この結果、平成27年4月1日から同年4月22日までの期間については、オンライン記録に厚生年金保険の被保険者として既に記録されているものの、請求期間①については、本訂正請求日において、厚生年金保険法の保険料を徴収する権

利が時効により消滅していたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録され、請求期間②については、上述のとおり、被保険者資格を喪失した後の期間であるため、何ら記録はされていない。

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る労働契約書、賃金台帳、平成 27 年 3 月分タイムカード及び請求者から提出された平成 27 年 3 月分給与明細書、採用等証明書、労働条件通知書（以下「資料等」という。）により、請求者は、当該期間において、同社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上述の資料等から確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者は、A社に提出したとする平成 27 年 4 月 23 日付で退職する旨の退職願の写しを資料として提出しているところ、同社は、当該退職願の保管がなく、請求期間当時に当該退職願を受け取ったか否かについては、不明と回答している。

また、A社から提出された平成 27 年 4 月分タイムカードによれば、請求者の同社における最終出勤日（最終打刻日）は平成 27 年 4 月 21 日と記録されており、平成 27 年 4 月 22 日及び同年 4 月 23 日における勤務の実態は確認できない。

このほか、請求期間②に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成 27 年 4 月 24 日に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700154号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700101号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を29万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(29万7,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700156号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700102号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万5,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700165号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700103号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によれば、請求者は、当該期間にA社から賞与(29万3,000円)が支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、B健康保険組合の適用台帳の記録どおりの賞与がA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者に係る適用台帳により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700169号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700104号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を55万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表、A社及びB社の社会保険事務担当者の陳述などから判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、55万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700062号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700105号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年4月1日、喪失年月日を昭和19年6月1日に訂正し、昭和19年4月及び同年5月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のA社C工場における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年6月1日、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和20年8月30日に訂正し、昭和19年6月から昭和20年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年6月1日から昭和20年8月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月1日から昭和20年8月30日まで

昭和19年3月に国民学校を卒業し、その年の4月からA社の本社に正社員として入社した。6月頃に同社C工場に異動し、終戦まで継続して勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社(本社工場)に入社後、i) 同社の地下工場を見学したこと、ii) 寮で住み込みをしながら青年学校に通い、歩兵銃の訓練を受けたこと、iii) 同社C工場でピストンの仕上げ作業をしていた時に怪我をしたこと、iv) 同社C工場で勤務中に玉音放送を聞いたこと等具体的に記憶しているところ、その内容は、同社に係る資料及び同社において労働者年金保険の被保険者資格が確認できる同僚の陳述等と一致しており、請求者の主張には信ぴょう性がある上、請求者

が氏名等を記憶する複数の同僚には、同社C工場の労働者年金保険の被保険者記録が確認できることから、請求者は、請求期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、請求者は、昭和19年6月にA社（本社工場）から同社C工場に異動したとしているところ、請求者と同時期に同社（本社工場）の青年学校に通ったとする複数の同僚の配属時期に関する陳述及び昭和19年6月の同社C工場における労働者年金保険被保険者の資格取得年月日の記録は、請求者の当該異動時期における記憶と符合しており、請求者の主張を否定する状況は見当たらないことから、請求者は、昭和19年6月1日に同社（本社工場）から同社C工場に異動したものと推認される。

さらに、日本年金機構D事務センターは、A社（本社工場）及び同社C工場の労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により焼失したと思われる旨陳述しており、同社（本社工場）の被保険者名簿においては、請求期間当時のものは残っておらず、現存する同社C工場の被保険者名簿においては、復元されたものであることがうかがえるところ、資格取得年月日が前後しており、労働者年金保険の記号番号が空白になっている箇所が散見されるなど、完全に復元されたものではなく、同社（本社工場）及び同社C工場のいずれにおいても、請求者が当初の被保険者名簿に記載されていた可能性は否定できない。

以上の事実を前提にすると、請求者のA社（本社工場）及び同社C工場に係る労働者年金保険の被保険者記録が確認できないことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の中で、請求者及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないと言ふべきである。

以上を踏まえて本訂正請求を見るに、請求者が請求期間においてA社（本社工場）及び同社C工場に勤務したことが推認できること、請求期間に係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、請求者の同社（本社工場）における労働者年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和19年4月1日、資格喪失年月日は昭和19年6月1日、同社C工場における資格取得年月日は昭和19年6月1日、資格喪失年月日は昭和20年8月30日とすることが妥当であると判断する。

また、昭和19年4月から昭和20年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700032号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700099号

## 第1 結論

昭和44年2月2日から昭和45年3月10日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年9月30日から同年12月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和46年4月30日から同年5月25日までの期間について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年2月2日から昭和45年3月10日まで  
② 昭和45年9月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和46年4月30日から同年5月25日まで

A社に昭和43年8月から昭和46年5月まで勤務していたが、請求期間①から③までの期間については、同社を途中で辞めた記憶がないにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者については、厚生年金保険の適用事業所名称が「A社」及び「B事業所」の2つの適用事業所での被保険者記録が確認できるところ、請求者は、昭和43年8月から昭和46年5月まで、継続して勤務していたにもかかわらず、これらの事業所で複数回にわたり取得及び喪失が行われ、被保険者期間に欠落が生じているのはおかしいとして年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求期間①から③までについて、商業登記簿謄本によると、A社及びB事業所の後継会社であるC社は、既に解散しており、事業主の連絡先も

特定できない上、請求者も給与明細書等の資料を何も所持していないとしていることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会しても、請求者の請求期間①から③までに係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間①について、請求者は、当該期間中にA社に費用を負担してもらい自動車の運転免許を取得したと主張しているものの、請求者は、昭和59年に運転免許を再取得したため、それ以前の記録については、もう分からないと陳述している上、請求者が一緒に運転免許を取得したと記憶する同僚についても、連絡先を特定することができないことから、請求者の主張する内容について確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び払出簿によれば、請求者は、昭和44年2月2日に同社における被保険者資格を喪失し、昭和45年3月10日に同社における被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該再取得に伴い請求者に対しては、新たに別の被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、事業主により当該資格の喪失及び取得に係る届出が行われたものとするのが自然である。

また、請求期間②について、厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所台帳によれば、A社は、昭和45年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B事業所は、昭和45年10月1日に新たに適用事業所となっていることから、請求期間②のうち、昭和45年9月30日については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、請求期間①から③までに係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健保証の番号に欠番はないところ、請求者の被保険者記録は、オンライン記録で確認できる記録のほかに、当該名簿において確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。